

定 款

昭44.	12.	24	制定
昭46.	2.	22	改定
昭48.	2.	27	改定
昭49.	2.	21	改定
昭50.	2.	21	改定
昭52.	6.	28	改定
昭54.	3.	29	改定
昭58.	3.	26	改定
昭61.	3.	28	改定
昭62.	3.	30	改定
昭64.	1.	1	改定
平 2.	3.	29	改定
平 3.	3.	28	改定
平 5.	4.	1	改定
平 6.	3.	30	改定
平 9.	11.	27	改定
平11.	6.	25	改定
平11.	11.	2	改定
平12.	6.	23	改定
平12.	7.	1	改定
平13.	8.	1	改定
平14.	6.	25	改定
平15.	6.	24	改定
平16.	6.	24	改定
平17.	6.	23	改定
平18.	6.	27	改定
平21.	6.	18	改定
平24.	6.	19	改定
平27.	6.	16	改定
平27.	10.	1	改定
平29.	6.	27	改定

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社近鉄エクスプレスと称し、英文はKintetsu World Express, Inc.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 貨物自動車運送事業
- (2) 貨物利用運送事業
- (3) 内外輸送会社の代理店業
- (4) 貨物運送仲立業
- (5) 通関業
- (6) 複合一貫輸送業
- (7) 海上運送事業
- (8) 港湾運送事業
- (9) 倉庫業
- (10) 小口貨物の一時保管事業
- (11) 損害保険代理業
- (12) 業務用書類および小荷物の急配送事業
- (13) 貨物荷捌きおよび内容点検事業
- (14) 労働者派遣事業
- (15) 次の物品の販売・リースおよび輸出入業
 1. 食料品、煙草、酒類、医薬品、医薬部外品、衣料品、日用品雑貨、家具、室内装飾品、園芸用品、調理器具、家庭用電気製品、照明器具、介護用品
 2. 時計、眼鏡、宝石、貴金属、装身具、化粧品、化粧用品、書籍、楽器、スポーツ用品、玩具、喫煙具
 3. 事務用品、事務用機器、通信機器、光学機器、医療機器、紙、皮革製品、ゴム製品、硝子製品
 4. 自動車、自動車用品、ボート、自転車、石油、油脂、油脂分解剤、洗剤、消臭剤
 5. 荷役機器、荷造包装機器、包装資材
 6. 上記以外の農産物、水産物、畜産物
- (16) 不動産の販売、賃貸、仲介、鑑定および管理業
- (17) 建築工事の設計、施工、監理
- (18) 総合警備保障業務
- (19) 建築物の清掃業

- (20) 出版・印刷業
- (21) 旅行業
- (22) 物流に係わるソフトウェアの企画開発・販売および教育の実施
- (23) 各種イベントに関する企画運営および設営の請負
- (24) 文書作成の受託業務
- (25) 情報処理サービス業
- (26) 駐車場の経営
- (27) レストランおよび喫茶店の経営
- (28) 自動車分解整備事業
- (29) 引越業務の請負
- (30) 荷造包装事業
- (31) 毒物劇物の保管および管理業務
- (32) 産業廃棄物の収集、運搬、処理に関する業務
- (33) 生命保険の募集に関する業務
- (34) 広告代理業
- (35) 電気通信事業法に基づく通信回線利用加入者の募集およびその利用権の販売促進に関する代理店業
- (36) 経営、物流システム、環境保全に関するコンサルタント業務
- (37) 貿易、通関業務に関する講座の開設、講習会の企画・運営
- (38) 環境リサイクル事業
- (39) 医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品の製造販売および製造業
- (40) 前各号に関連ある一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2 億 4 千万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(自己株式の取得)

第 8 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に関する手続きおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当社の取締役は、5 名以上とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および取締役会長)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長 1 名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(顧問および相談役)

第 25 条 当社は、取締役会の決議により、顧問および相談役を置くことができる。

(取締役との責任限定契約)

第 26 条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役が任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額とする。

(執行役員)

第 27 条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させることができる。

- ② 取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長1名およびその他の役付執行役員を定めることができる。
- ③ 社長執行役員は代表取締役とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 28 条 当社の監査役は、3名以上とする。

(選任方法)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の予選の効力)

第 31 条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役との責任限定契約)

第 35 条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間で、当該監査役が任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 38 条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。